

教育訓練給付制度について

仙台大学の「乳幼児運動あそび指導者育成プログラム」は、教育訓練給付制度（厚生労働大臣指定講座）に指定されています。

■教育訓練給付制度とは

厚生労働省が働く人の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

受給資格を有する方が出願時にハローワークに申請し、その後、修了条件を満たした場合、当該講座受講に係る入学料及び授業料の40%に相当する額をハローワーク（公共職業安定所）から受給することができます。

■受給資格

① 雇用保険の被保険者（在職者）

受講を開始した日（以下「受講開始日」）において、雇用保険に通算3年以上加入している方（初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方は支給要件期間が1年以上あればよい）。

② 雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ被保険者としての雇用保険加入期間が3年以上ある方（初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方は、支給要件期間が1年以上あればよい）。

■教育訓練の種類と給付率

教育訓練の種類： 特定一般教育訓練
給付率： 受講費用の40%を受講者に支給

■対象講座

「乳幼児運動あそび指導者育成プログラム」

■制度ご利用にあたって

この案内は本制度を簡略化して記載しています。給付金の受給資格や手続き方法等、制度の詳細については別添「教育訓練制度についてのご案内」およびハローワークのwebサイト等を必ずご覧下さい。

また、ご自身の給付資格の確認はお近くのハローワークへお尋ね下さい。

教育訓練給付制度の利用を希望される場合、原則として受講開始日の1か月前までに受講者本人が居住地を管轄するハローワークにおいて受講前の手続きを行って下さい。

教育訓練給付金制度（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

ハローワーク インターネットサービス

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html